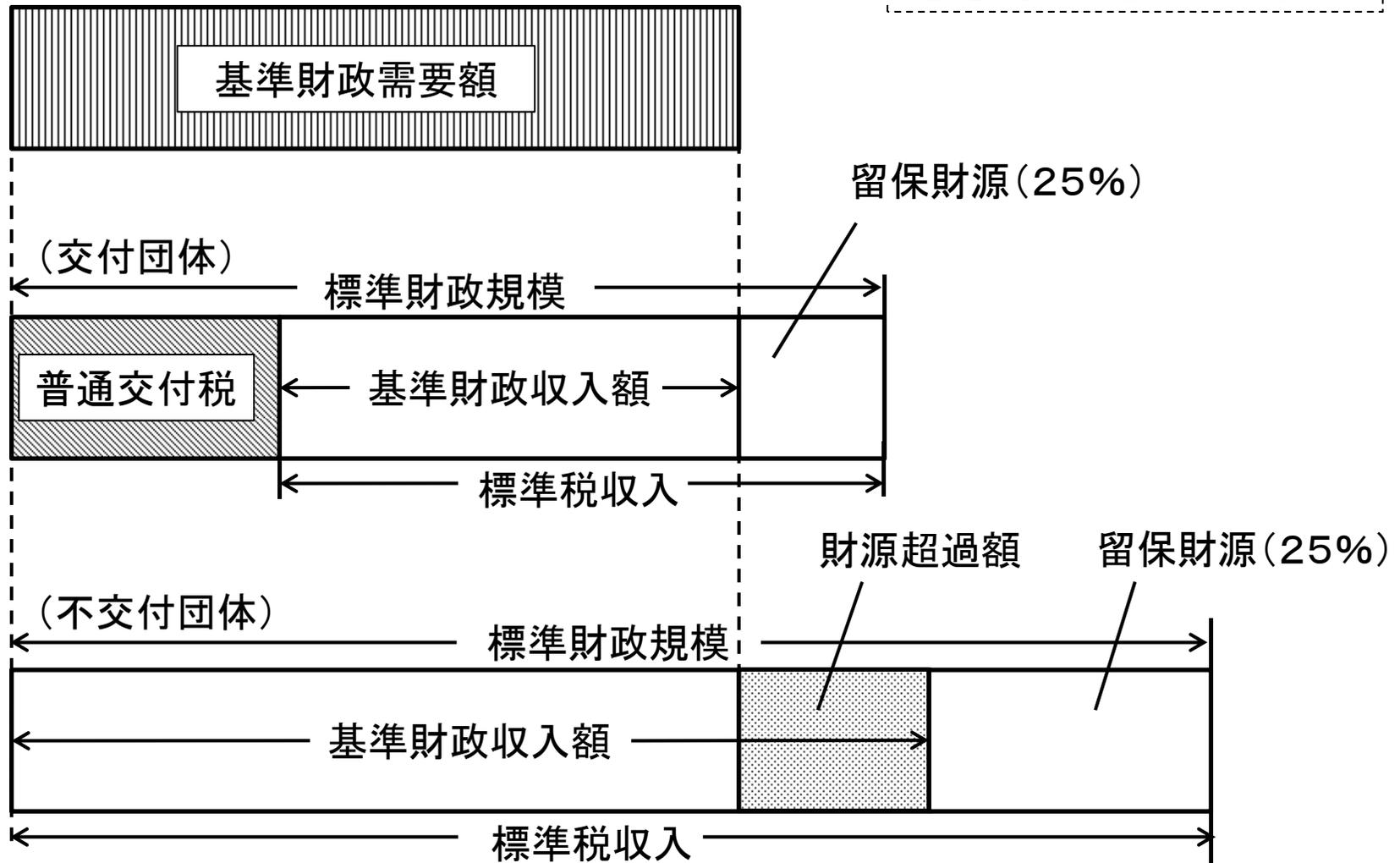


地方税収の偏在の状況

(用語の説明)

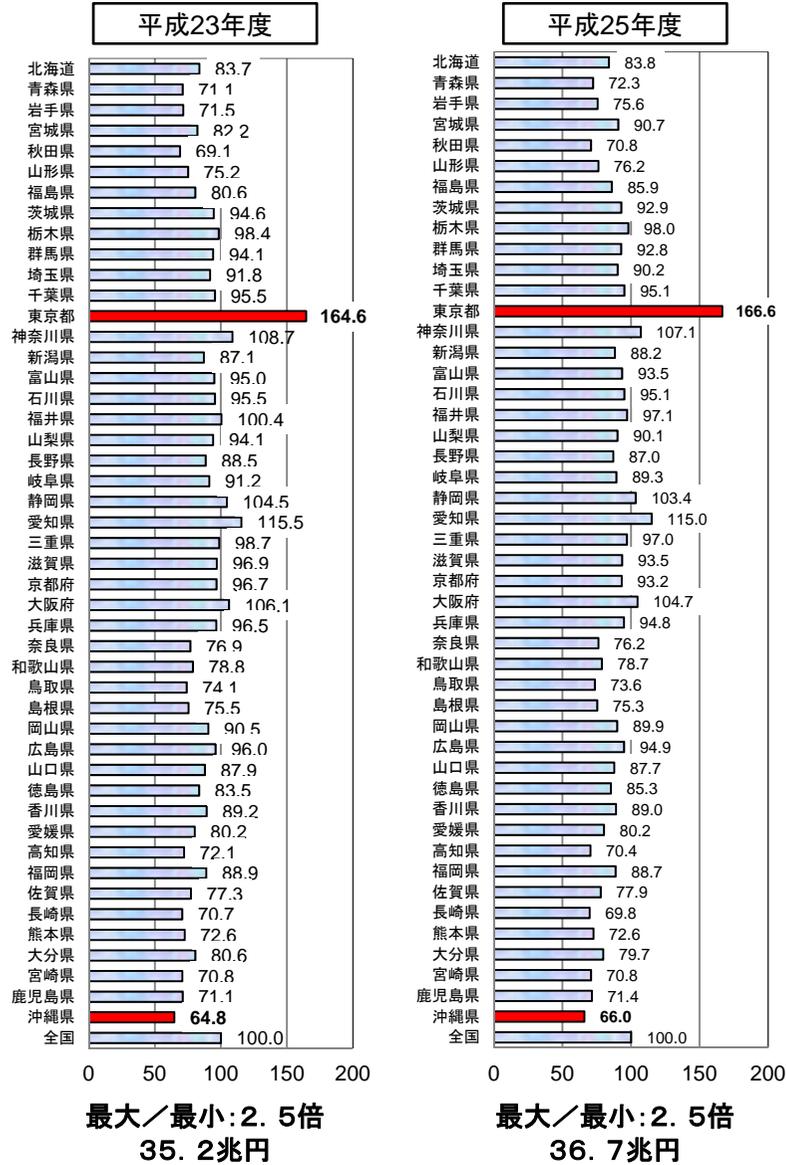
「標準財政規模」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について

(注) 地方譲与税等を省略した概念図

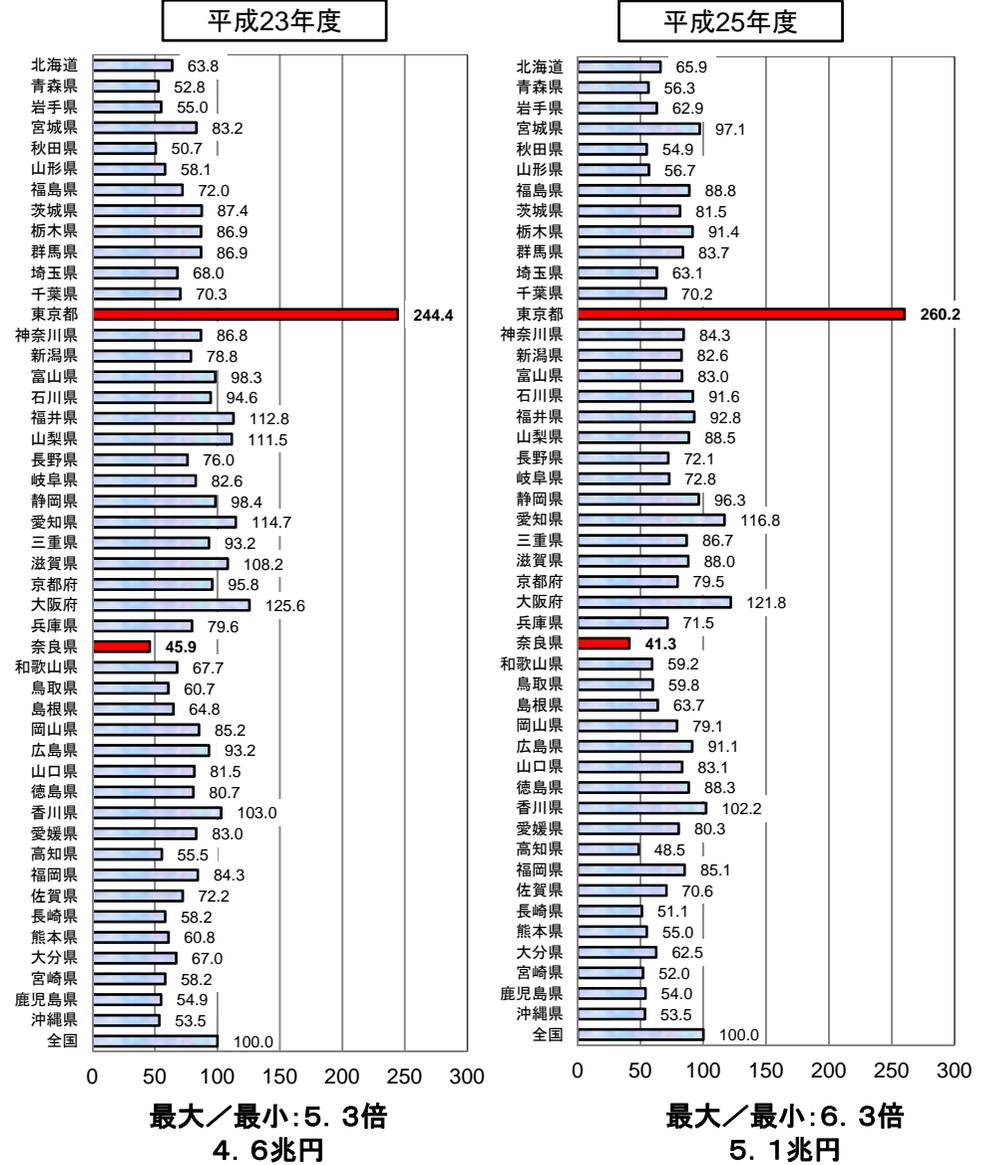


人口一人当たり税収額

【地方税計】

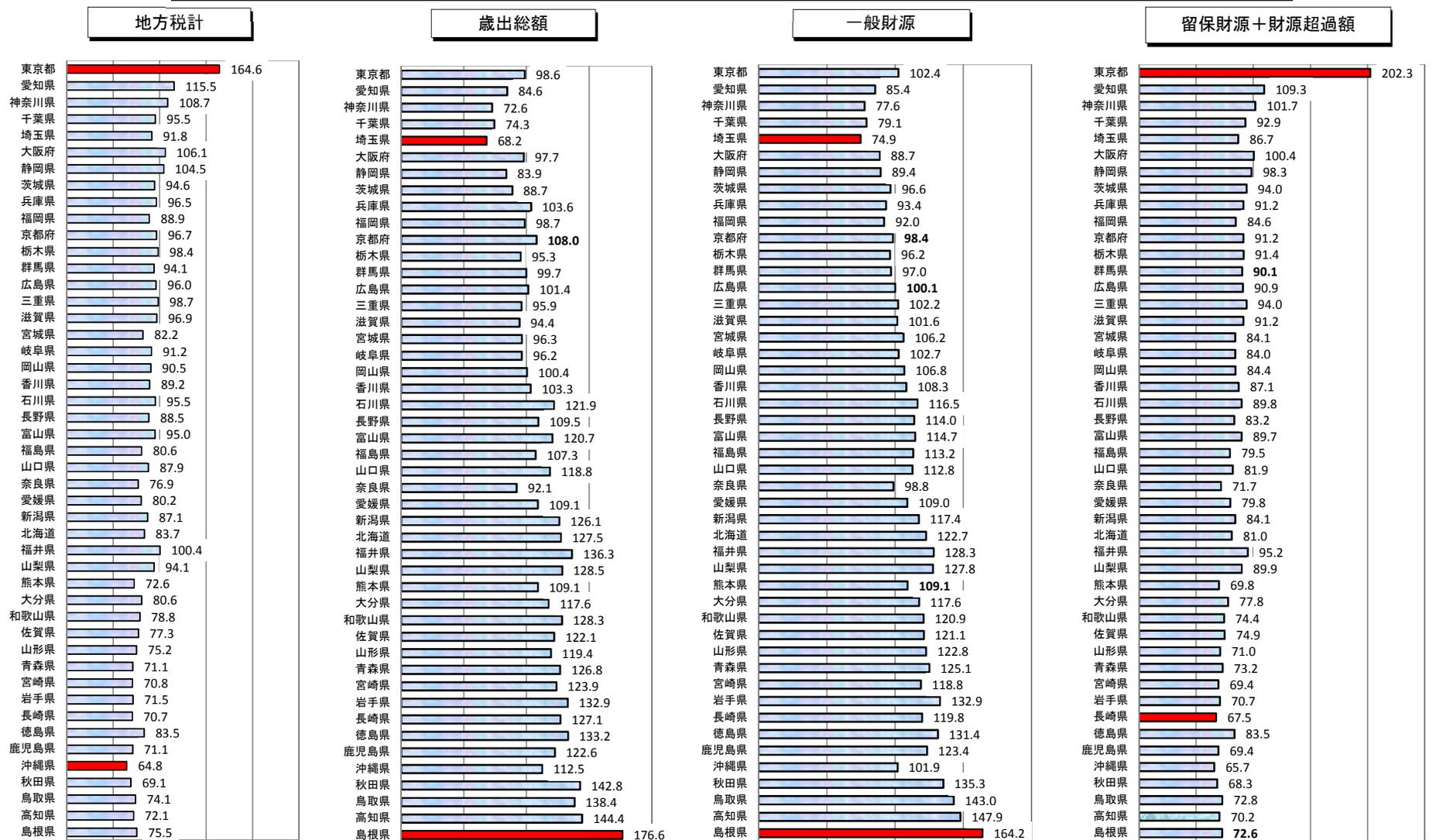


【地方法人二税】



※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである。
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税を除く。
 ※ 「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 ※ 平成22年度の人口は平成23年3月31日現在、平成25年度の人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成23年度）



最大/最小: 2.5倍
 東京都のシェア 16.5%
 35.2兆円

最大/最小: 2.6倍
 東京都のシェア 9.9%
 95.9兆円

最大/最小: 2.2倍
 東京都のシェア 10.3%
 60.1兆円

最大/最小: 3.1倍
 東京都のシェア 20.3%
 8.0兆円

※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体（臨時財政対策債発行可能額振替前）について財源超過額を加算した数値である
 ※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能の合計額
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである
 ※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である
 ※人口は平成23年度末時点の住民基本台帳人口による
 ※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている

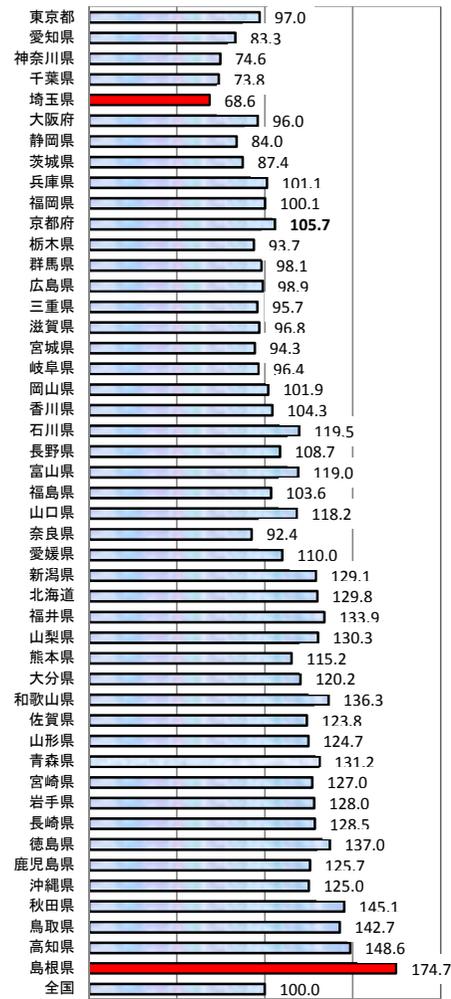
人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成25年度）

地方税計



最大/最小: 2.5倍
東京都のシェア 17.1%
36.7兆円

歳出総額



最大/最小: 2.5倍
東京都のシェア 10.0%
97.6兆円

一般財源



最大/最小: 2.2倍
東京都のシェア 10.6%
60.8兆円

留保財源+財源超過額



最大/最小: 3.3倍
東京都のシェア 21.6%
8.8兆円

※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである。

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成25年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成25年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体（臨時財政対策債発行可能額振替前）について財源超過額を加算した数値である。

※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能の合計額である。

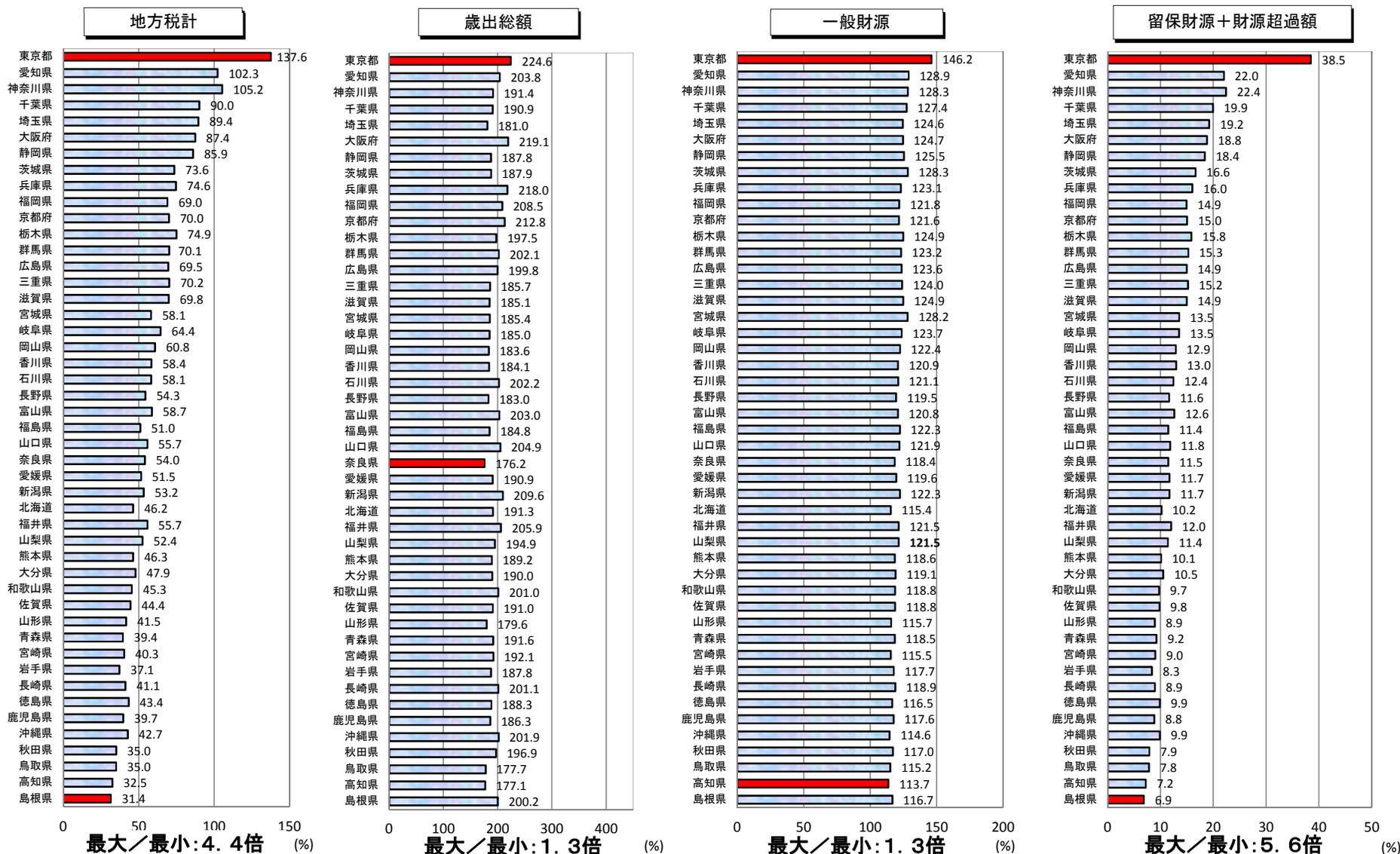
※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である。

※人口は平成26年1月1日時点の住民基本台帳人口による。

※東日本大震災後の被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている。

税收等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税率収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額は、平成23年度再算定後の数値であり臨時財政対策債発行可能額を含む

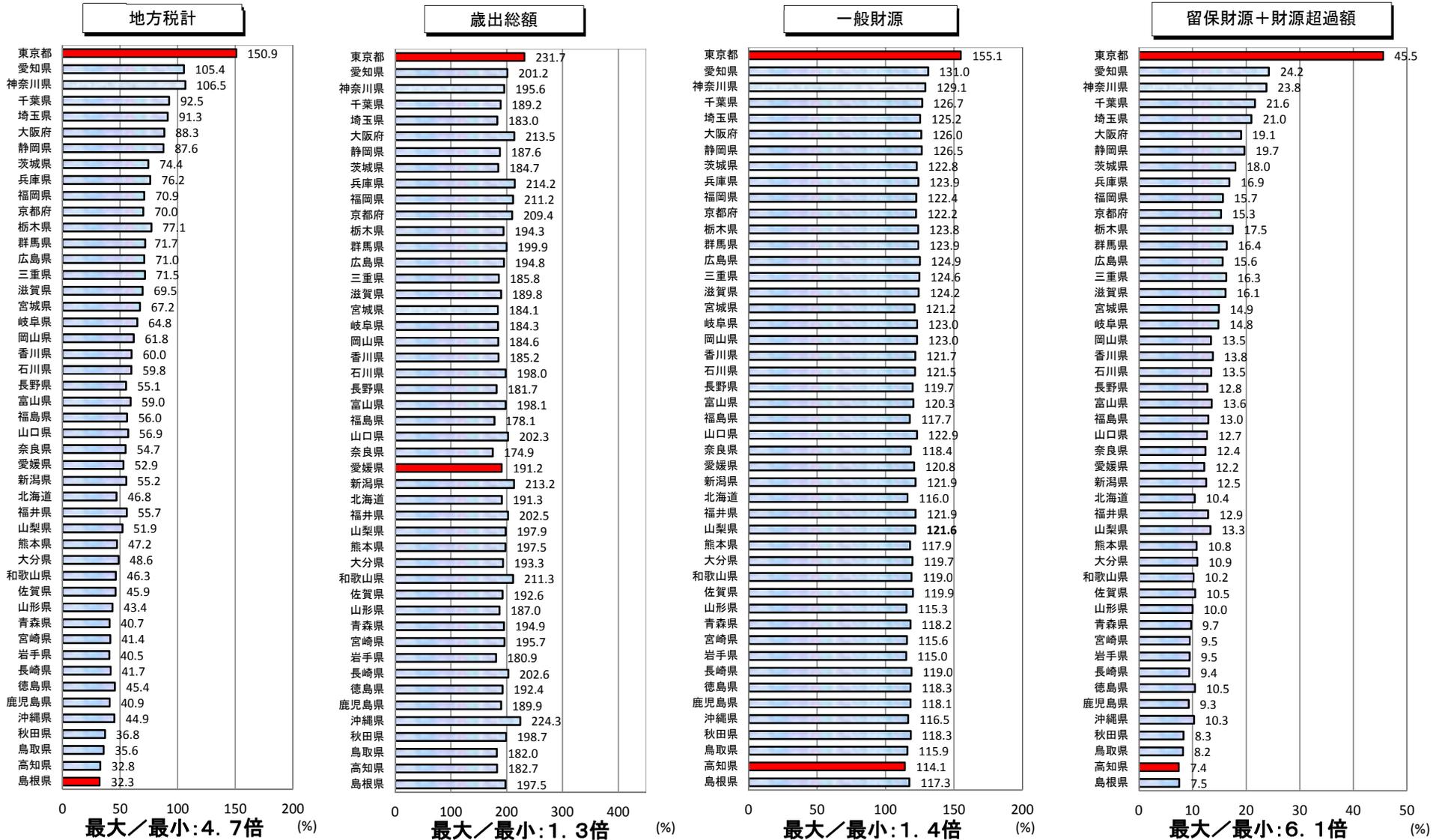
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている

税込等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率 (平成25年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である。

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成25年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成25年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である。

※基準財政需要額は臨時財政対策債発行可能額を含む。

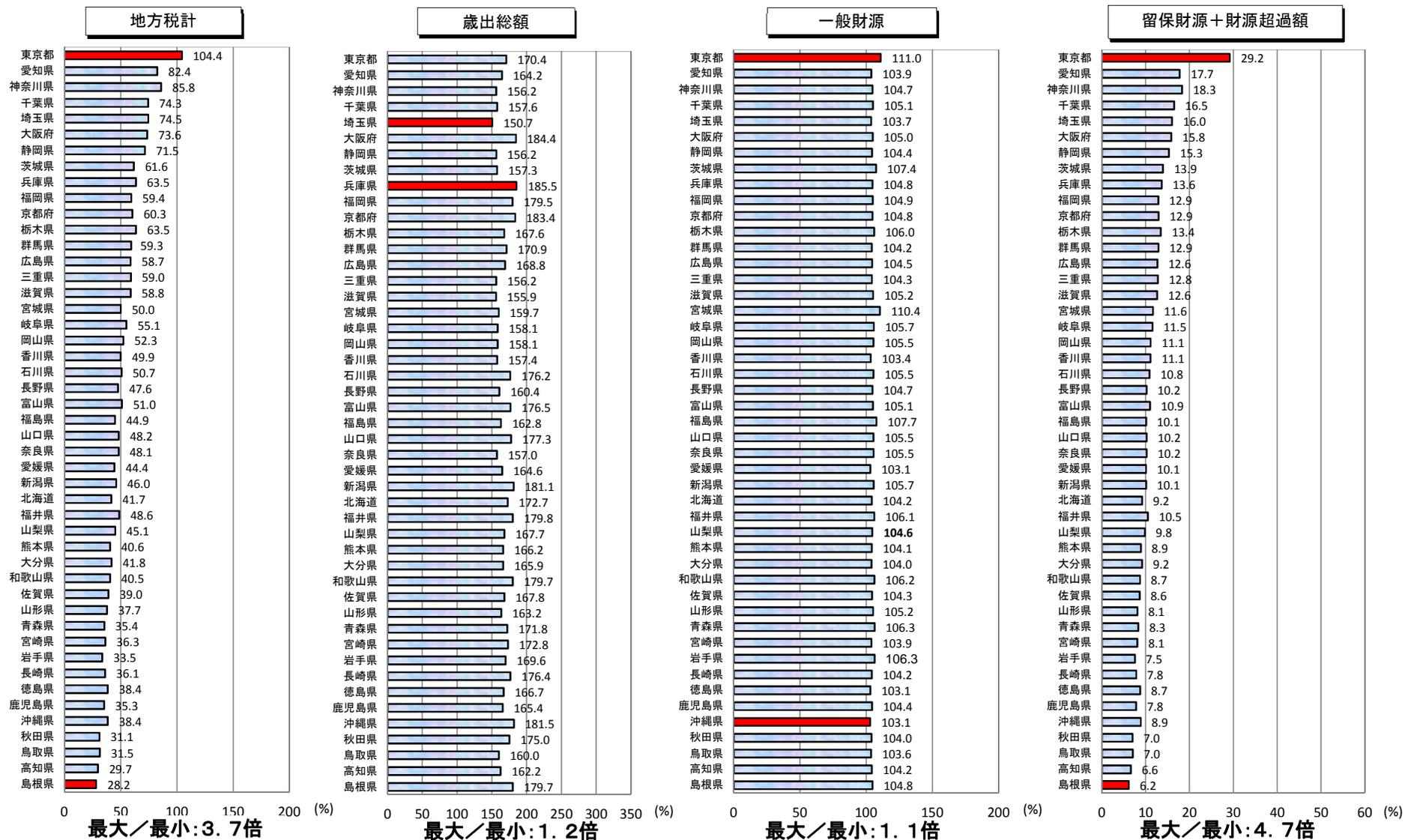
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額である。

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である。

※東日本大震災後の被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている。

税收等(県・市町村分合計)の標準財政規模に対する比率(平成23年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成23年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である

※「標準財政規模」は、平成23年度決算の数値

※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

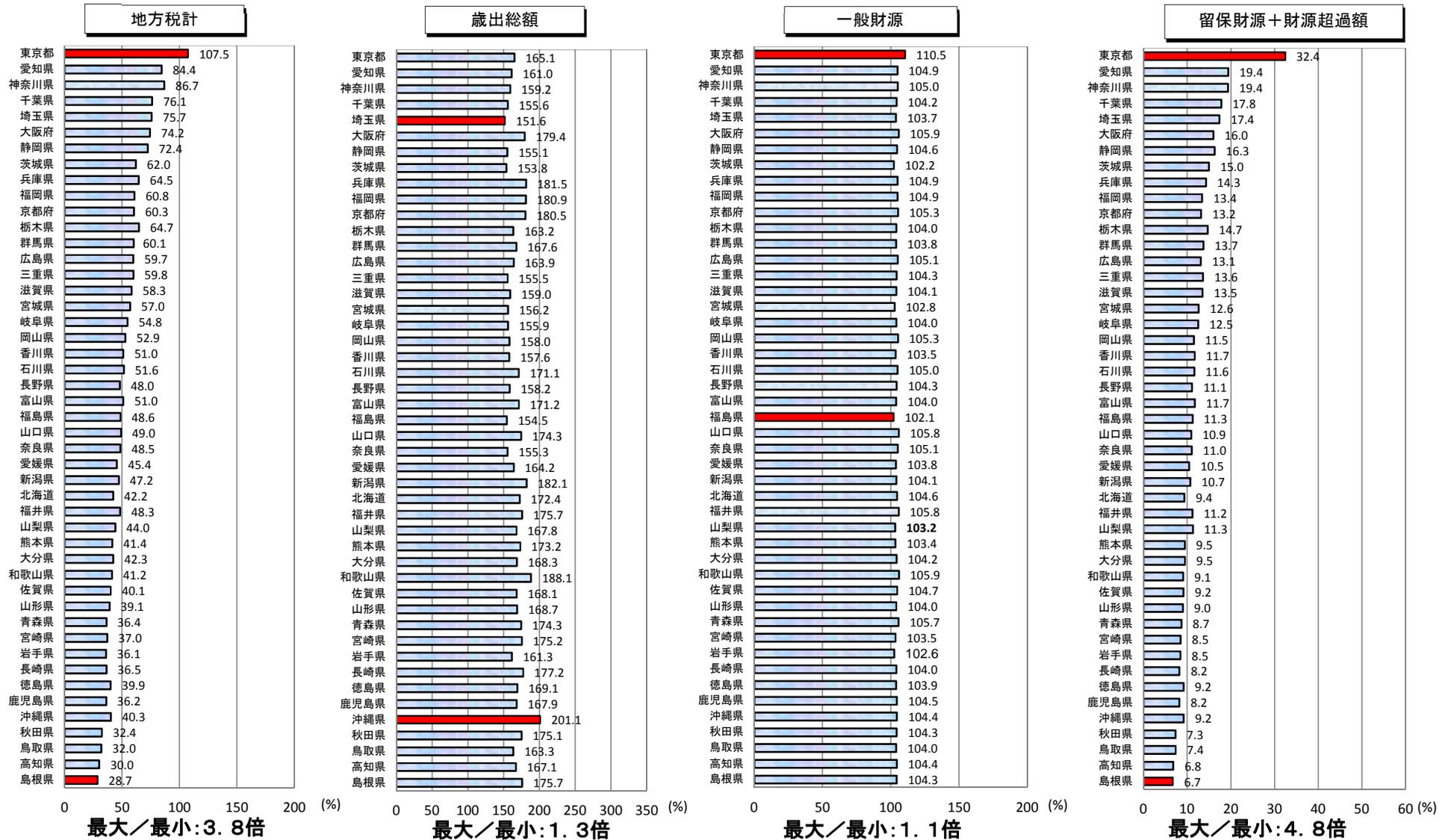
※「地方税計」は、地方特例交付金と税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの標準財政規模に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

※団体は、財政力指数の高い順に並べたものである。

※平成23年度は、東日本大震災後の決算値となっており、被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている

税収等(県・市町村分合計)の標準財政規模に対する比率(平成25年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である。

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成25年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成25年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である。

※「標準財政規模」は、平成25年度決算の数値である。

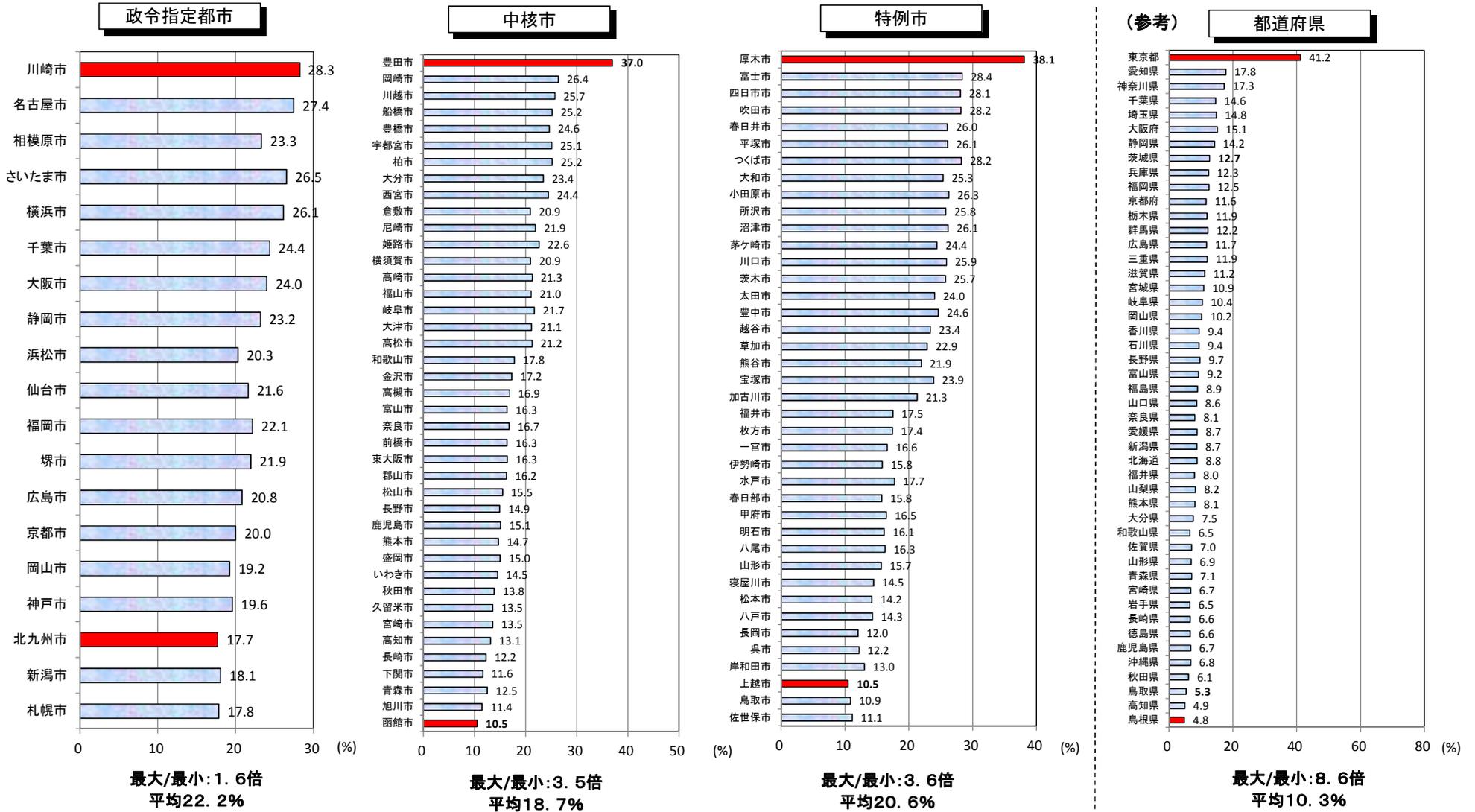
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額である。

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの標準財政規模に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である。

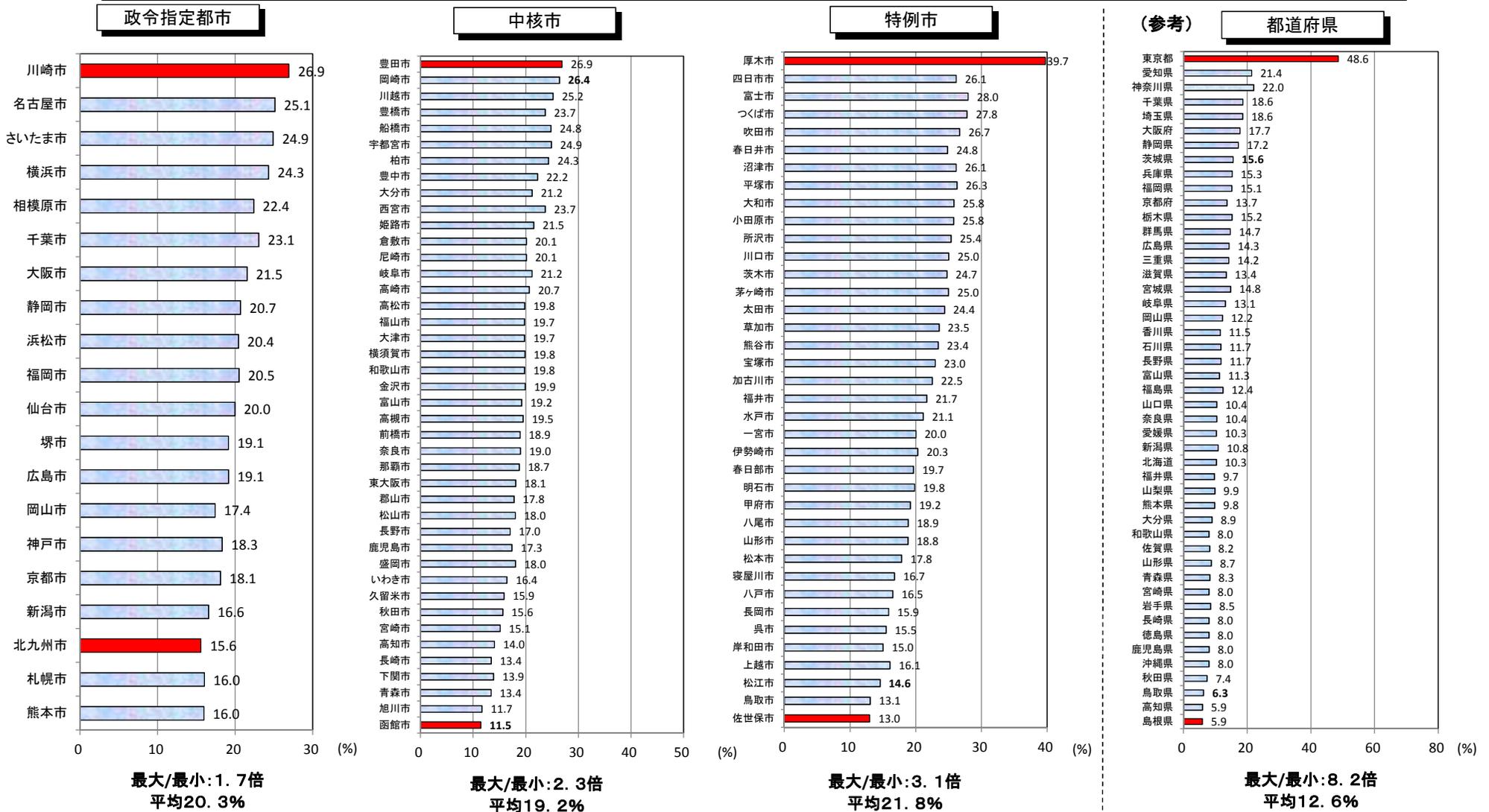
※東日本大震災後の被災県等において、歳出総額及び一般財源が通常より増加していることを踏まえ、歳出総額から復旧分及び震災分を、一般財源から特別交付税の震災分及び震災復興特別交付税を除いている。

留保財源＋財源超過額の基準財政需要額に対する比率(都市類型別、平成23年度)



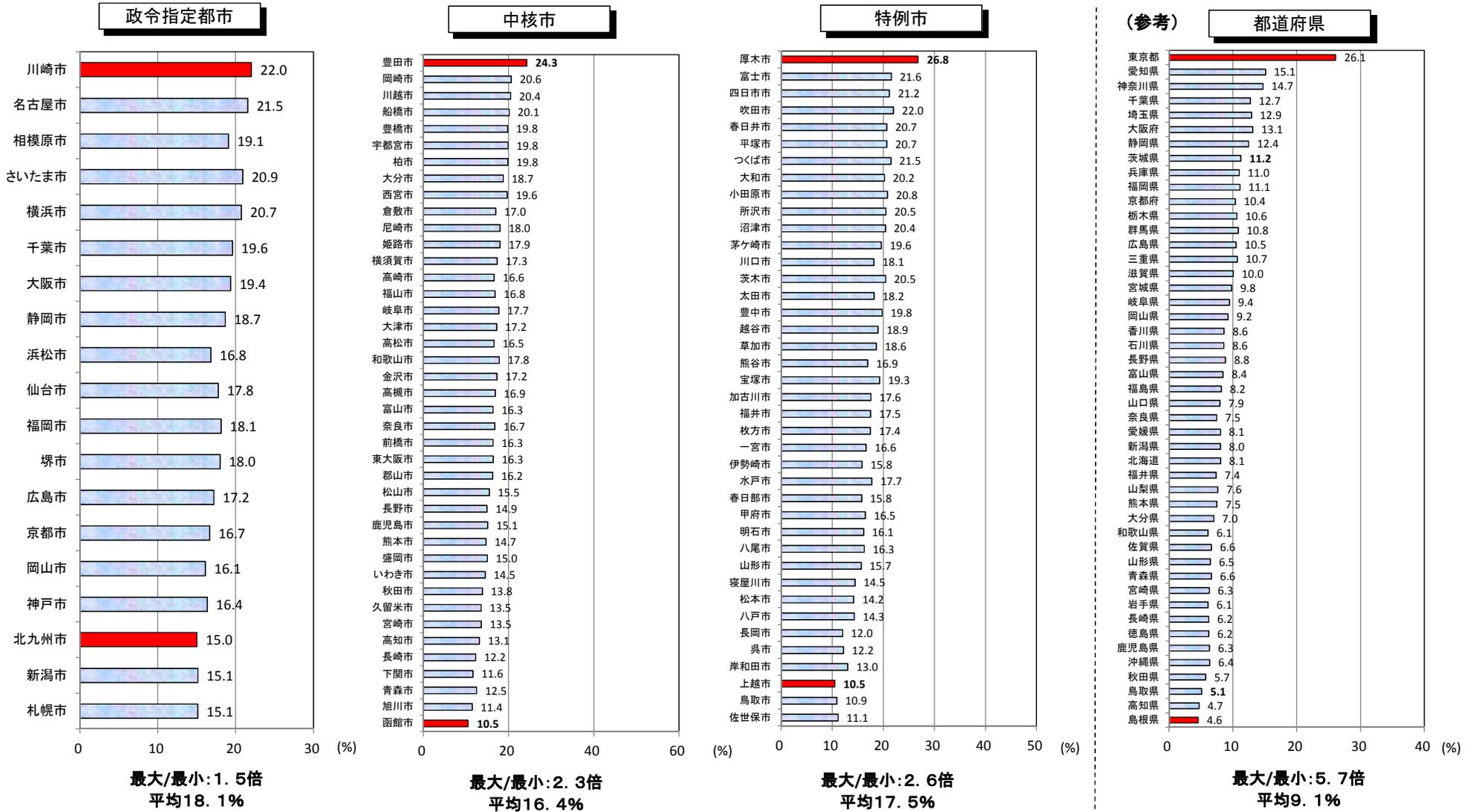
※ 「留保財源＋財源超過額」は、平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である
 ※ 「基準財政需要額」は、平成23年度再算定後の数値であり臨時財政対策債発行可能額を含む。
 ※ 「最大/最小」は、各団体の「標準財政規模」に対する「留保財源及び財源超過額」の割合の最大値を最小値で割ったものである。
 ※ 東京都の数値は特別区分を含むものである。
 ※ 団体は、財政力指数の高い順に並べたものである。

留保財源＋財源超過額の基準財政需要額に対する比率(都市類型別、平成25年度)



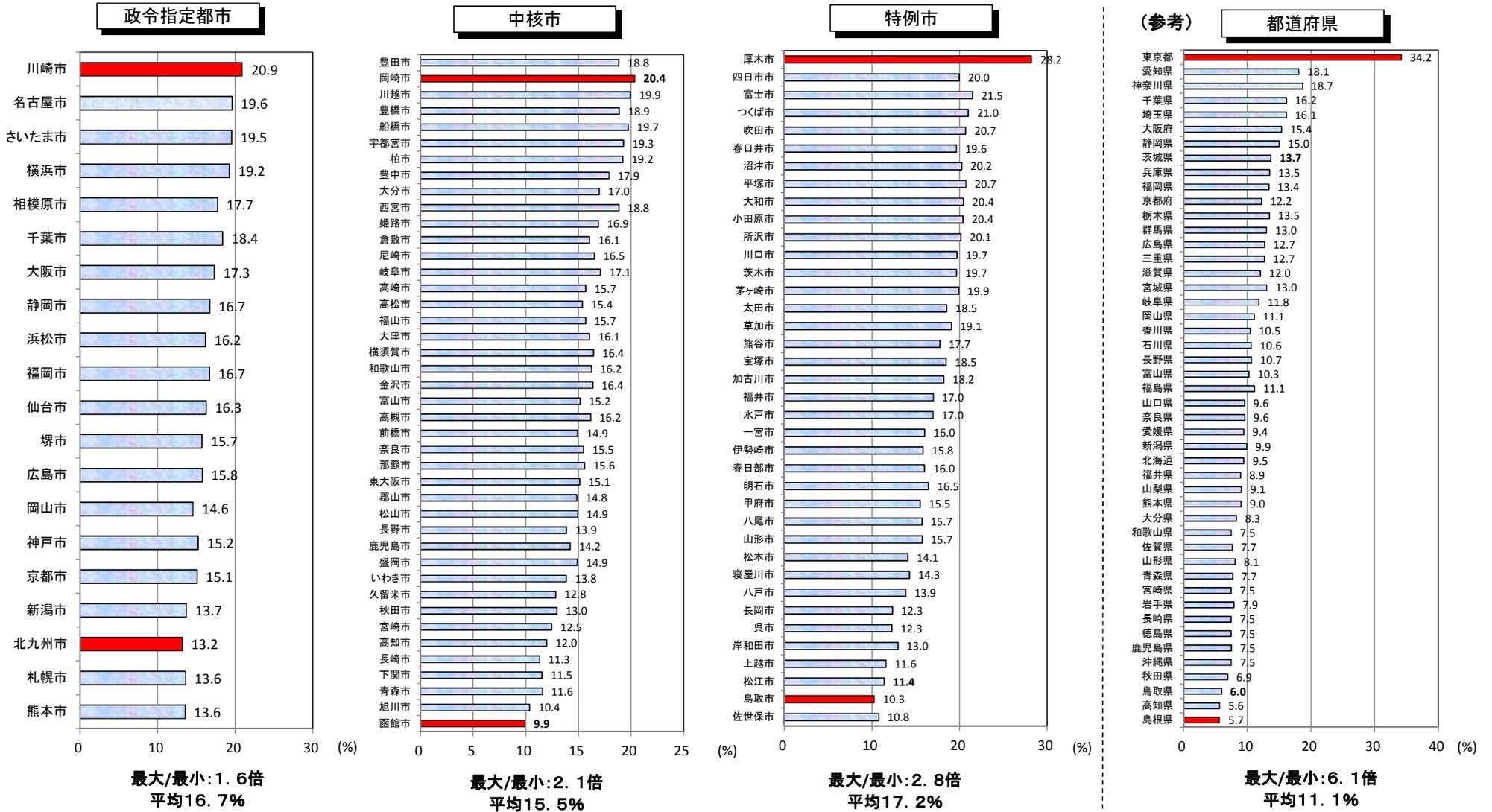
※ 「留保財源＋財源超過額」は、平成25年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である。
 ※ 「基準財政需要額」は臨時財政対策債発行可能額を含む。
 ※ 「最大/最小」は、各団体の「標準財政規模」に対する「留保財源及び財源超過額」の割合の最大値を最小値で割ったものである。
 ※ 東京都の数値は特別区分を含むものである。
 ※ 政令市、中核市及び特例市は、財政力指数の高い順に並べたものである。

留保財源＋財源超過額の標準財政規模に対する比率(都市類型別、平成23年度)



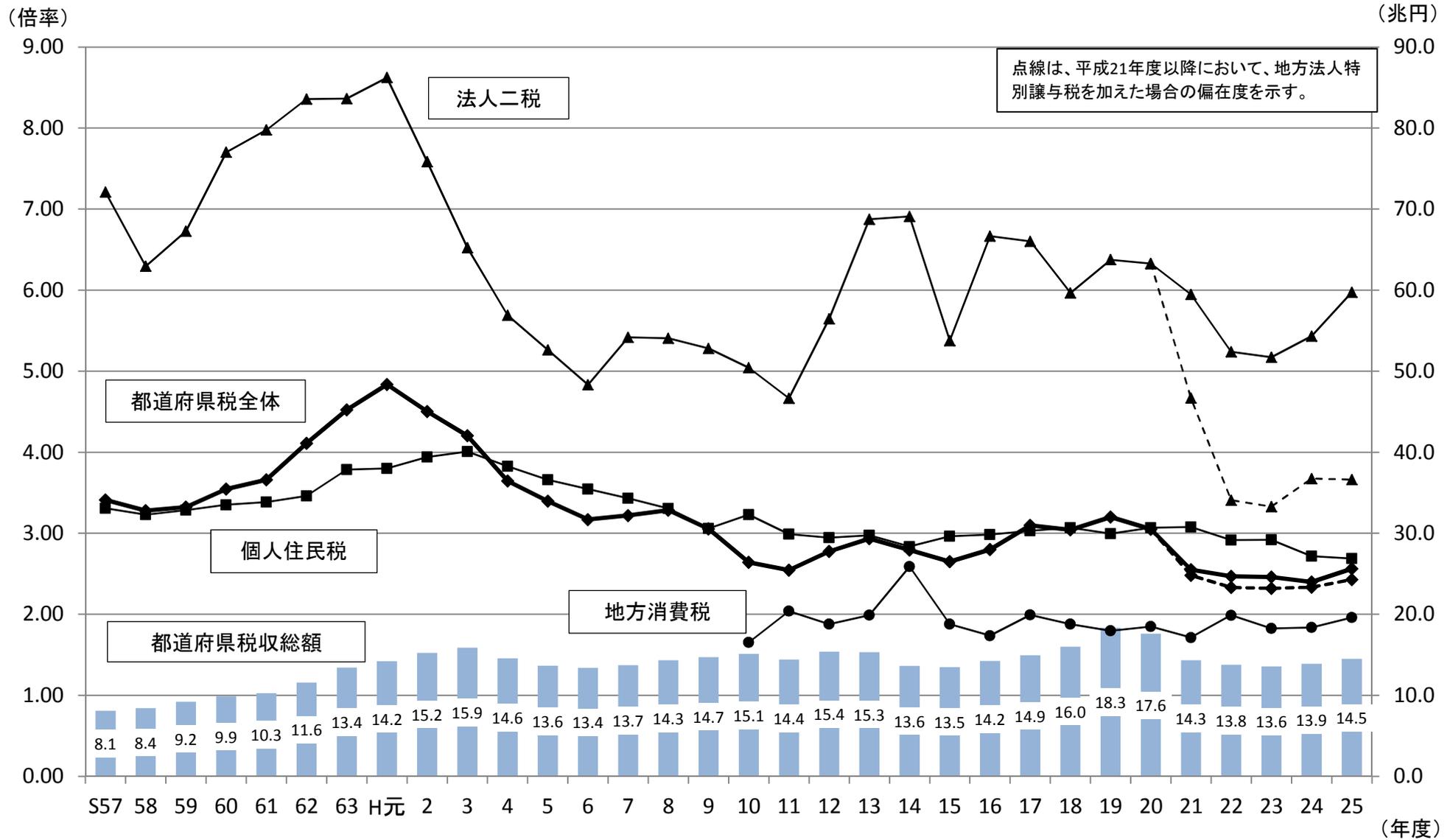
※ 「留保財源＋財源超過額」は、平成23年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である
 ※ 「標準財政規模」は、平成19年度決算の数値である。
 ※ 「最大/最小」は、各団体の「標準財政規模」に対する「留保財源及び財源超過額」の割合の最大値を最小値で割ったものである。
 ※ 東京都の数値は特別区分を含むものである。
 ※ 団体は、財政力指数の高い順に並べたものである。

留保財源+財源超過額の標準財政規模に対する比率(都市類型別、平成25年度)



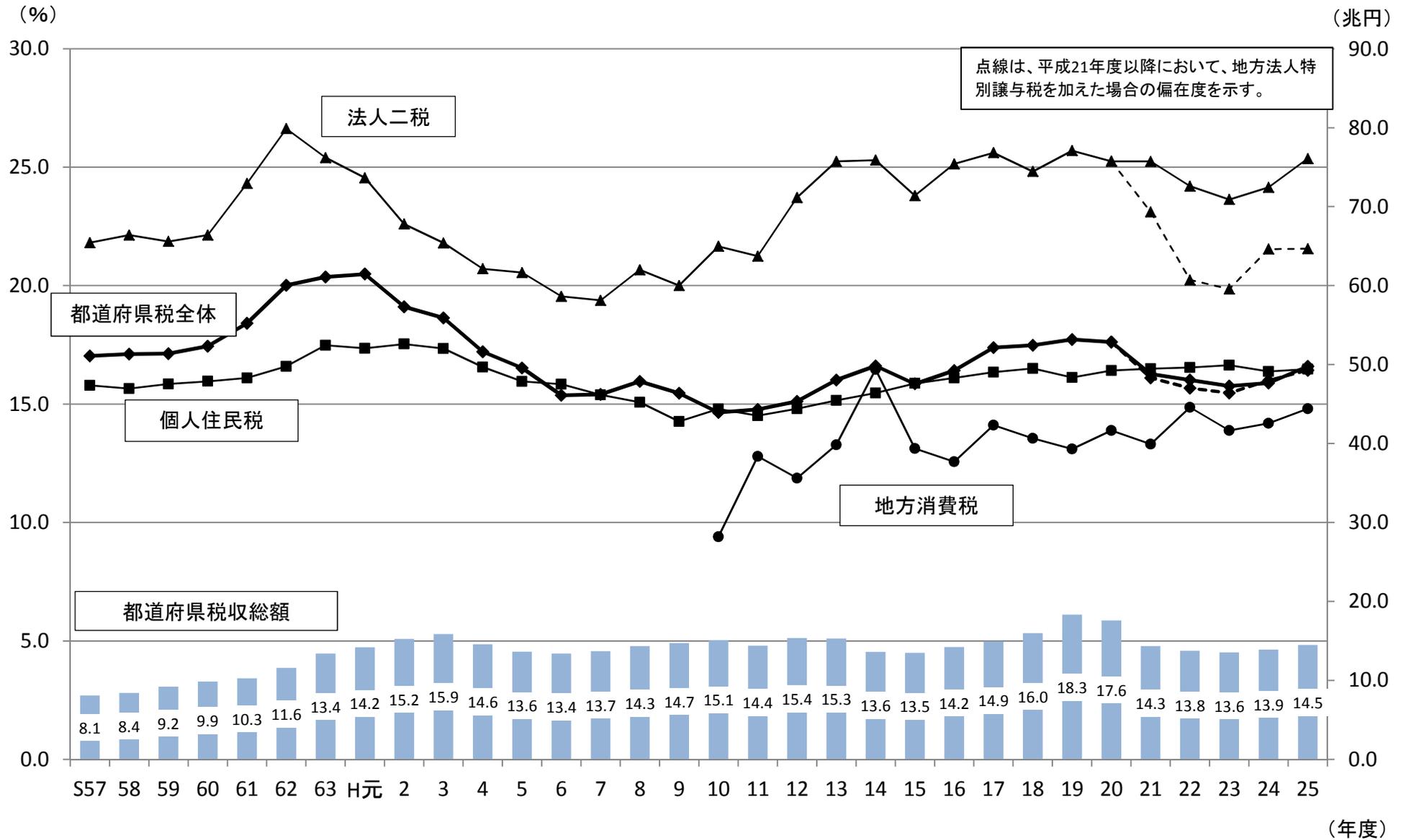
- ※ 「留保財源+財源超過額」は、平成25年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体(臨時財政対策債発行可能額振替前)について財源超過額を加算した数値である
- ※ 「標準財政規模」は、平成25年度決算の数値である。
- ※ 「最大/最小」は、各団体の「標準財政規模」に対する「留保財源及び財源超過額」の割合の最大値を最小値で割ったものである。
- ※ 東京都の数値は特別区分を含むものである。
- ※ 政令市、中核市及び特例市は、財政力指数の高い順に並べたものである。

都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



- ※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。
- ※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。
 なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。
 また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。
- ※3 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(東京都シェア)の推移



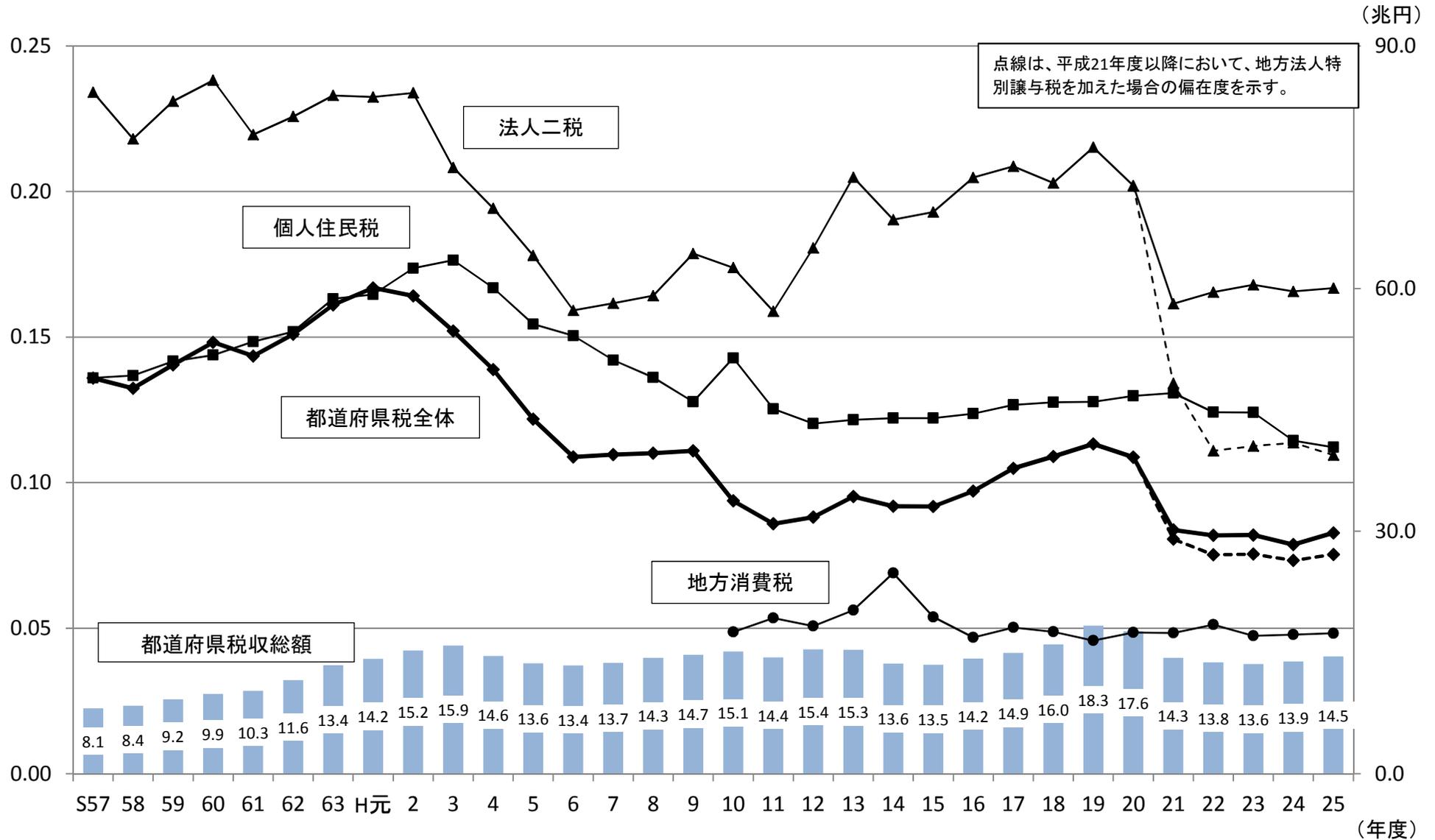
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は、平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

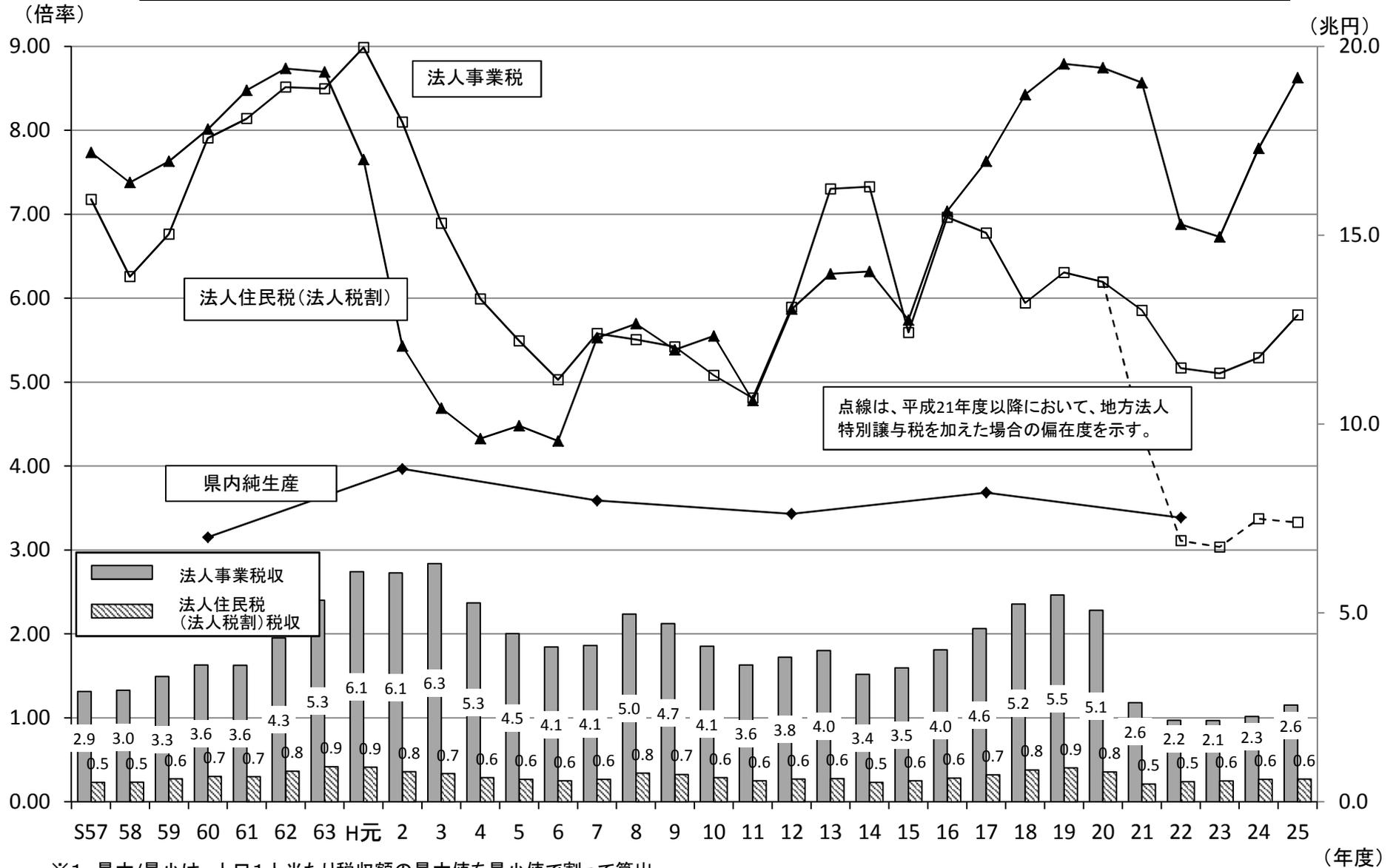
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



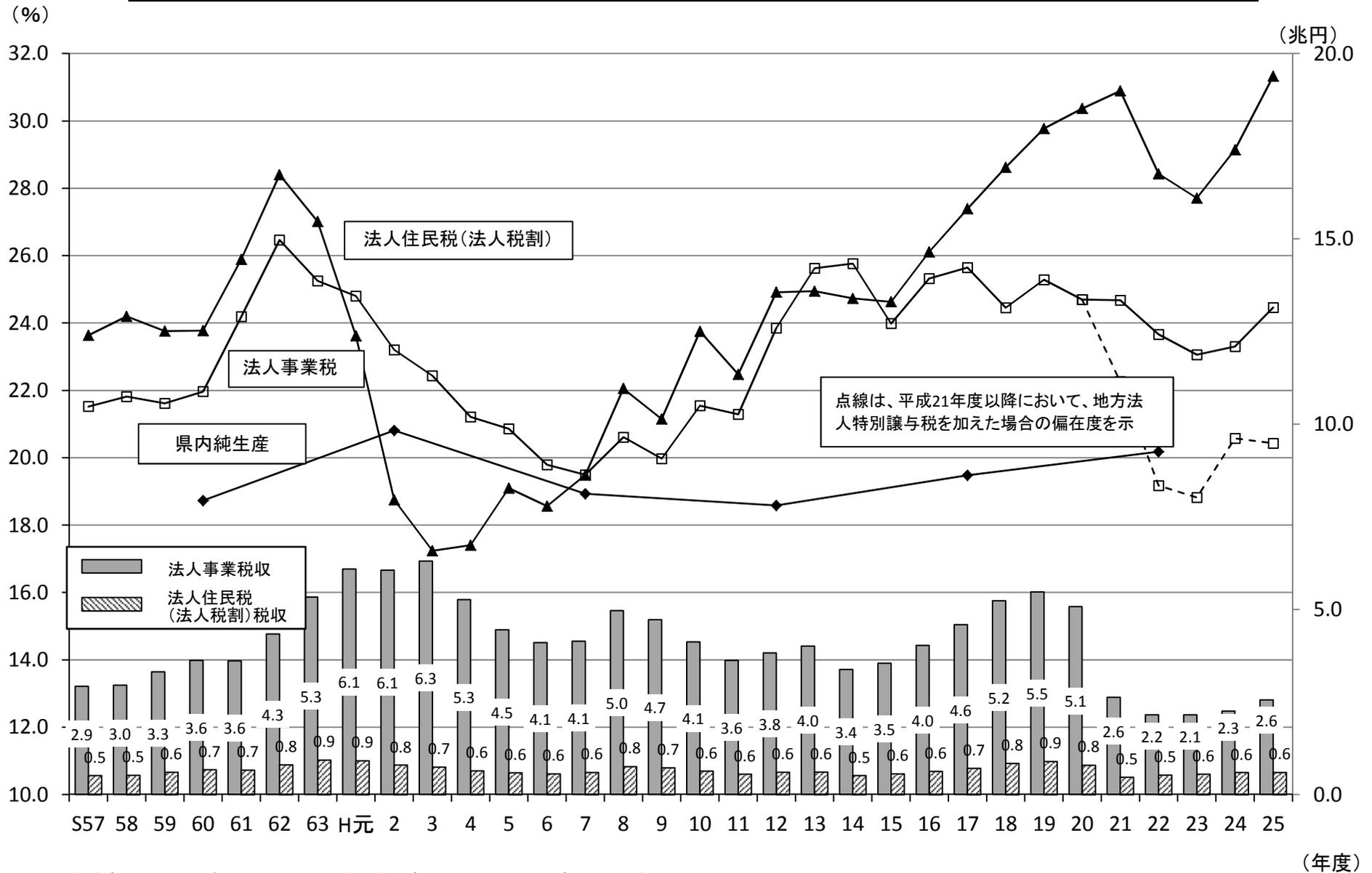
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移

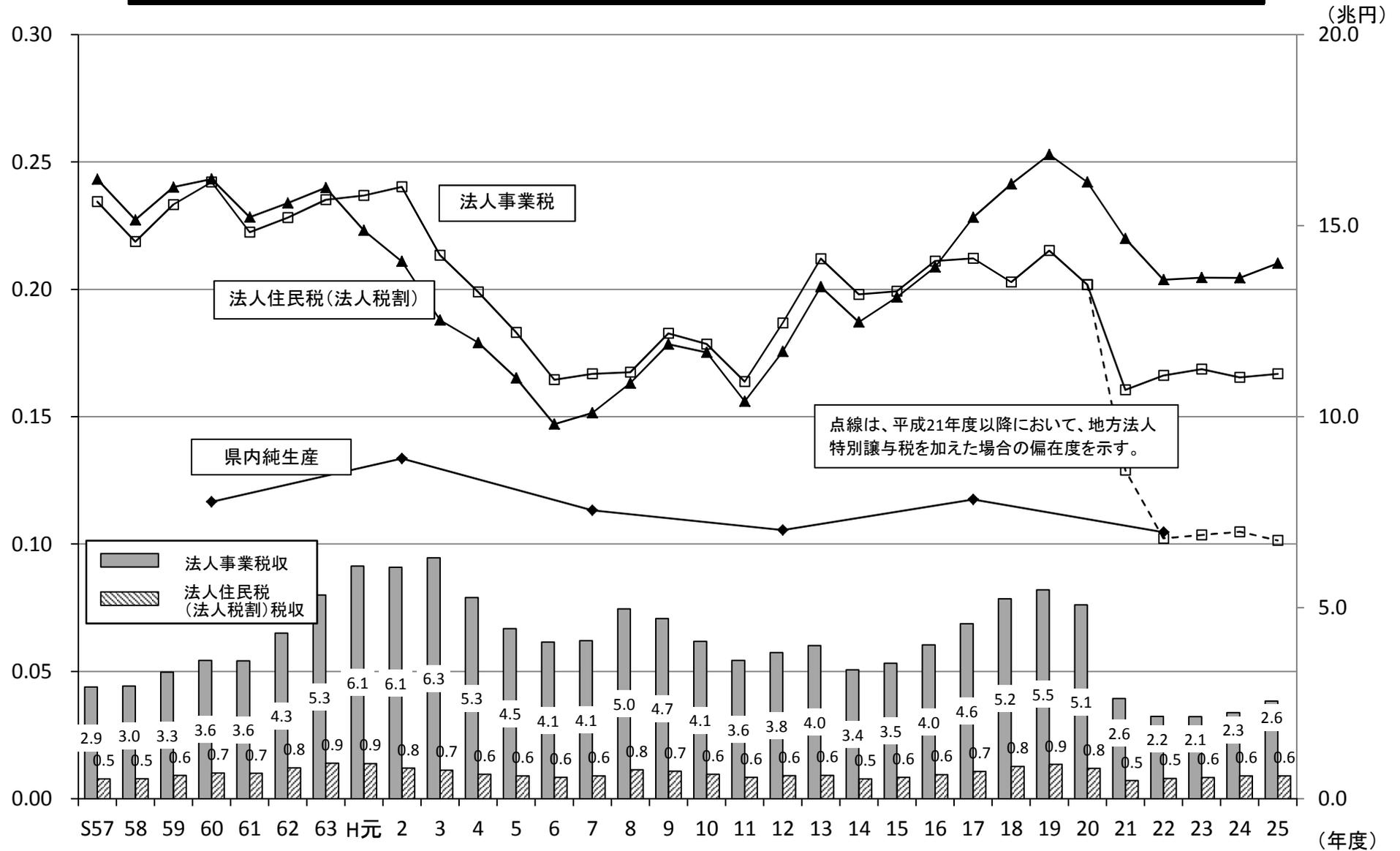


※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



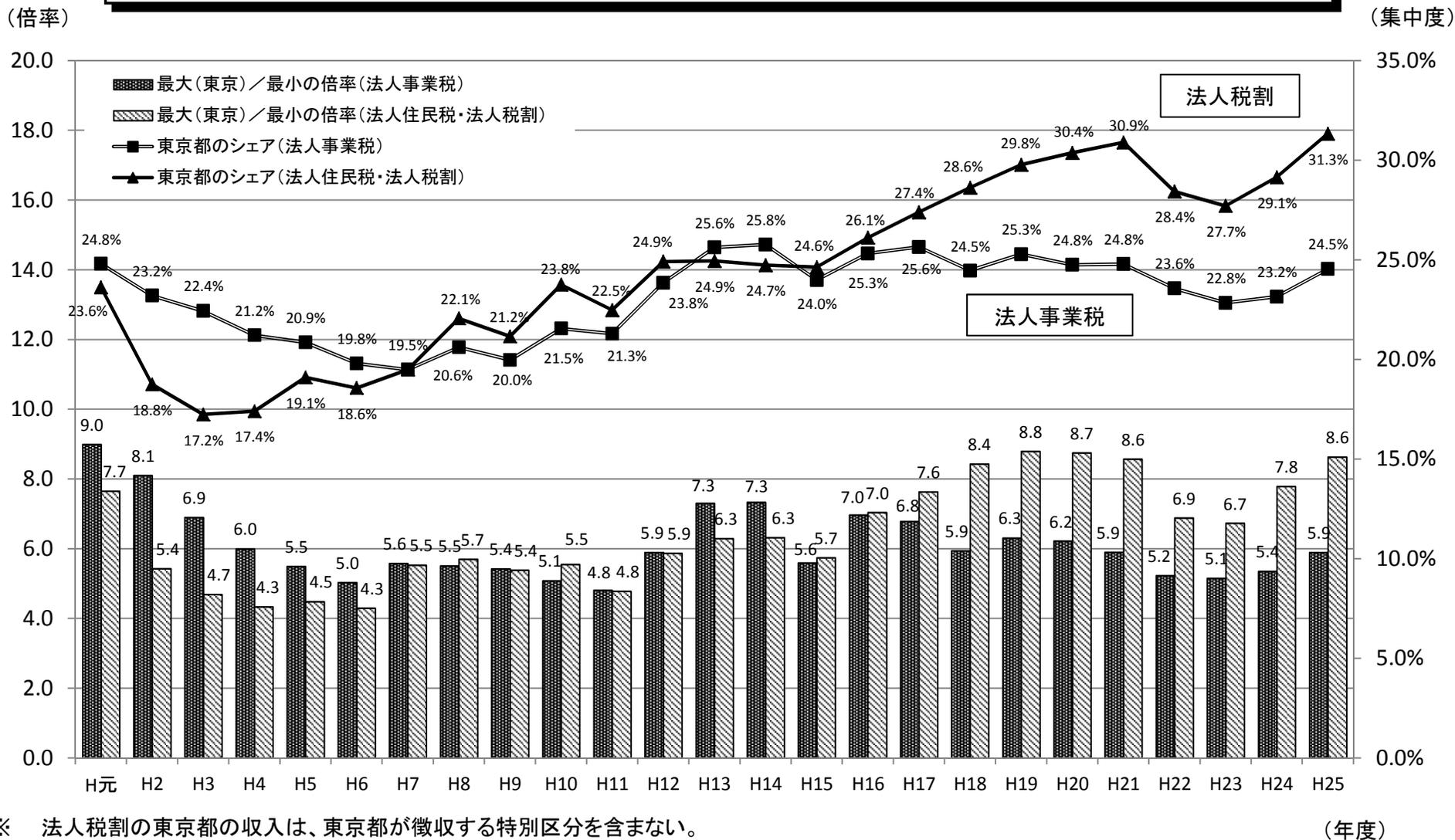
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

地方法人二税(都道府県分)の偏在度の推移



- ※ 法人税割の東京都の収入は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※ 各年度とも決算値であり、地方法人特別税の税収を加算している。また超過課税分を含まない。
- ※ 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。
- ※ 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

(年度)

不交付団体における税込総額に占める法人税割の割合(平成25年度)

(単位:百万円)

順位	県名	団体名	法人税割	税込総額	法人税割の割合(%)
1	山梨県	山中湖村	1,511	3,152	47.9
2	山梨県	忍野村	1,348	3,154	42.7
3	滋賀県	竜王町	873	3,348	26.1
4	愛知県	大口町	856	5,089	16.8
5	愛知県	幸田町	1,317	8,538	15.4
6	愛知県	刈谷市	4,896	34,943	14.0
7	静岡県	長泉町	1,142	9,390	12.2
8	愛知県	安城市	4,298	37,662	11.4
9	神奈川県	藤沢市	8,781	81,434	10.8
10	千葉県	浦安市	3,926	36,601	10.7
11	愛知県	飛島村	400	3,733	10.7
12	東京都	調布市	4,216	43,621	9.7
13	東京都	立川市	3,418	37,066	9.2
14	愛知県	小牧市	2,583	30,313	8.5
15	京都府	久御山町	366	4,446	8.2
16	東京都	府中市	3,991	49,407	8.1
17	千葉県	袖ヶ浦市	988	13,222	7.5
18	愛知県	みよし市	994	13,344	7.5
19	埼玉県	戸田市	1,970	26,637	7.4
20	茨城県	神栖市	1,606	22,026	7.3
21	千葉県	成田市	2,230	30,671	7.3
22	新潟県	刈羽村	188	2,700	7.0
23	大阪府	田尻町	283	4,113	6.9
24	神奈川県	厚木市	2,807	42,290	6.6
25	神奈川県	中井町	154	2,379	6.5

順位	県名	団体名	法人税割	税込総額	法人税割の割合(%)
26	山梨県	昭和町	272	4,232	6.4
27	愛知県	大府市	1,013	16,168	6.3
28	静岡県	裾野市	631	10,096	6.3
29	東京都	多摩市	1,600	27,568	5.8
30	愛知県	豊田市	5,006	86,869	5.8
31	東京都	武蔵野市	2,101	37,258	5.6
32	青森県	六ヶ所村	414	7,550	5.5
33	愛知県	東海市	1,439	27,322	5.3
34	福岡県	苅田町	386	7,467	5.2
35	愛知県	長久手市	469	9,743	4.8
36	愛知県	豊山町	158	3,359	4.7
37	愛知県	碧南市	748	16,243	4.6
38	新潟県	聖籠町	198	4,671	4.2
39	静岡県	御前崎市	286	8,345	3.4
40	東京都	三鷹市	1,166	34,666	3.4
41	三重県	川越町	115	4,051	2.8
42	茨城県	東海村	303	10,882	2.8
43	長野県	軽井沢町	200	8,602	2.3
44	神奈川県	箱根町	119	6,282	1.9
45	福島県	大熊町	44	3,496	1.3
46	佐賀県	玄海町	16	2,815	0.6
47	北海道	泊村	13	2,732	0.5
48	宮崎県	木城町	11	2,828	0.4

全団体計			1,509,777	20,314,169	7.4
------	--	--	-----------	------------	-----

参考	東京都	特別区	452,442	2,897,581	15.6
----	-----	-----	---------	-----------	------

※ 税込は、平成25年度の決算値であり、超過課税分を含まない。

地方法人特別税立案時の地方間の税源偏在の状況①

※平成19年4月25日経済財政諮問会議提出資料に、平成22年度及び平成25年度決算の数値を加えたもの。

(1) 地方税の偏在の状況

	偏在度（1人当たり税収：最大/最小）			集中度（東京 / 全国）		
	平成17年度	平成22年度	平成25年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
地方税全体	東京 / 沖縄 ： 3.2倍	<small>〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕</small> 東京 / 沖縄 ： 2.7倍	東京 / 沖縄 ： 2.7倍	17.3%	<small>〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕</small> 17.0%	17.6%
	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕</small> 東京 / 沖縄 ： 2.6倍	東京 / 沖縄 ： 2.6倍	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕</small> 16.7%	17.2%
	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕</small> 東京 / 沖縄 ： 2.6倍	東京 / 沖縄 ： 2.5倍	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕</small> 16.5%	17.1%
地方法人二税	東京 / 長崎 ： 6.5倍	<small>〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕</small> 東京 / 奈良 ： 5.4倍	東京 / 奈良 ： 6.2倍	25.8%	<small>〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕</small> 24.6%	26.2%
	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕</small> 東京 / 奈良 ： 5.4倍	東京 / 奈良 ： 6.3倍	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕</small> 25.0%	26.7%
	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕</small> 東京 / 奈良 ： 4.0倍	東京 / 奈良 ： 4.3倍	—	<small>〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕</small> 22.0%	23.5%
地方消費税 (清算後)	東京 / 沖縄 ： 2.0倍	東京 / 沖縄 ： 2.0倍	東京 / 沖縄 ： 2.0倍	14.1%	14.9%	14.8%

※都道府県・市町村分を含む。

地方法人特別税立案時の地方間の税源偏在の状況②

※平成19年4月25日経済財政諮問会議提出資料に、平成19年度、平成22年度及び平成25年度決算の数値を加えたもの。

(2) 地方税収額の推移

	平成15年度 決算額	平成19年度決算	平成22年度決算額	平成25年度決算額
東京都	3兆9,360億円	5兆4,973億円 (15比+1兆5,613億円)	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 4兆5,228億円 (15比 +5,868億円)	5兆1,189億円 (15比+1兆1,829億円)
	—	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む。 〕 4兆3,649億円 (15比 +4,289億円)	4兆8,357億円 (15比 +8,997億円)
15年度財政力 指数下位8県	6,594億円	7,922億円 (15比 +1,328億円)	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 7,152億円 (15比 +558億円)	7,475億円 (15比 +881億円)
	—	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む。 〕 7,457億円 (15比 +863億円)	7,872億円 (15比 +1,278億円)

※各年度とも、各年度決算統計中の地方税収入額を記載。

※平成15年度財政力指数下位8県とは、島根県、高知県、鳥取県、長崎県、秋田県、宮崎県、沖縄県、和歌山県。

※東京都の地方税収は、都区財政調整に係る調整税を含む。

都道府県税収の偏在度の変化

		最大/最小	東京都シェア	ジニ係数
平成17年度		3.10 倍	17.4%	0.105
平成19年度		3.20 倍	17.7%	0.113
平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍	15.8%	0.082
	税収に地方法人譲与税を加算した場合	2.32 倍	15.5%	0.075
平成25年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.55 倍	16.6%	0.082
	税収に地方法人譲与税を加算した場合	2.42 倍	16.4%	0.075

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

※3:人口は、各年度末(平成25年度については平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。